

13春闘 近畿でも4組合7企業へ春闘要求提出

13春闘は、マスコミや経済の専門家、安倍首相までもが、曲がりなりにも日本の景気回復・デフレ脱却に向けて「賃上げが必要」という見方で一致したかつて経験したことのない「追い風」のもとで闘われています。しかしながら、これまでのところ自動車や電機大手を中心に一時金での若干の増額回答があったのと、マスコミで報道された一部流通関係の企業で正社員への賃上げがあった程度で、全体的には、2%の物価上昇に対応できる賃上げどころか、例年とほとんど変わらない低額回答で推移している状況です。何のことはない、公共料金をはじめ生活必需品が次々値上げされる中で賃金だけが上らないという、最悪の状況に突入しようとしています。



それだけでなく、安倍首相が財界に対して行なった「賃上げ」要請の見返りに逆に、雇用の「規制緩和」を約束させられ、数年前に労働者・労働組合の激しい反撃でいったん葬り去られた、とんでもない幽霊が、またぞろ提案されようとしています。その中身は、不当解雇であっても金銭解決OK法案、残業代ゼロ法案、非正規雇用が原則の雇用制度への大転換、リストラ請負会社への費用援助などなど、メチャクチャなものです。労働者・労働組合が中身を知られば必ず激怒することがわかっているだけに、ハッキリ中身を知らせないうちに、同じく改悪推進の立場の維新の会・みんなの党も含めて圧倒的多数を占めている現在の国会の状況を利用して一気に強行することが考えられます。

物価引き上げ目標を掲げる安倍内閣のもとで、所得

の増えない国民の暮らしが置き去りにされようとしている状況を何とかするためには、労働組合がこの春闘で大幅賃上げを実現するとともに、バブル頼みのアベノミクスを進める今の最悪の政治を、この夏の参議院選挙で転換させることが求められています。

近畿地協では4月末現在、滋賀・池田泉州・金融ユニオン・京都北都の4組合が、3月5日の統一要求日を中心に、当該企業をはじめ、きのくに信金・三井住友信託・MYJ・近畿大阪銀行など7企業へ春闘要求書を提出し、賃上げをはじめとした労働条件の改善をめざしています。

期末臨給

京都北都0.2カ月、きのくに10,882円(平均)

春闘前段での期末臨給回答は、今年も京都北都・きのくに信金で出されていますが、いずれも前年を下回っています。理事長交代後、3年連続して期末臨給を支給している大阪信金では、今期も「アベノミクスに協力した形」として0.3カ月(平均88,219円)を支給しています。

きのくに3,435円(昇格昇給含む)

近畿では、これまでのところ、きのくに信金で昇格昇給含む定期昇給3,435円の有額回答が出されているほか、三菱東京UFJ銀行で夏期臨給1%増、三井住友銀行は2年ぶりに夏期臨給5%増額回答が出されています。多くのところでGW連休明けから交渉が本格化する見込みです。

MYJでは、業務量の減少を理由にここ数年間、5時間30分に短縮されていた時間給労働者の労働時間を春闘要求書どおり30分延長し、9時~16時までとなり、月給制契約へ組合員1名がさらに昇格を勝ち取っています。



(4/12 三井住友信託銀行大阪本店前でリーフ配布)

粘り強く改善修正重ね、 新人事制度受け入れ(京都北都)

2011年4月に経営側より、「新人事制度」と称して、人事考課結果を反映する賃金体系の導入等が提案され、従業員組合からの4回の「新人事制度公開質問状」と約2年に亘る粘り強い労使交渉の結果、当初の提案から数々の問題点・疑問点を改善させた内容で、今年3月13日に労使間で合意しました。

現行の食事手当を新賃金体系に組み込まずに、そのまま継続して残すことや、いまあちこちの金融機関で問題になっている「降格条項」についての従組との事前協議、昇格の必須条件としての「部長推薦状」の参考扱いへの緩和など、経営側の「好き嫌い」的要素を排除し、労働者の生活と権利を守る立場で最後まで取り組んだことに対して「京都北都従組はよく頑張った!」と、近畿だけでなく、全国の仲間からも賞賛の声が集まっています。

信金さん! お年寄りをいじめないで

「お年寄りに優しい信用金庫」を掲げる信用金庫が、お年寄りを困らせる事をやっています。

金融機関では、年金の振込口座獲得が重要視されていますが、この信用金庫では毎月、「年金FST」という年金口座獲得に特化した恐怖の1日があります。その日は、朝から会議室に集められ、得意先係が順番にその日1日の目標を発表させられます。減少している年金振込口座の奪還に1日、他の仕事はせず目標数獲得だけを目指すのです。

お昼に中間報告をいれ、夕方4時頃に1日の成果を会議室で発表させられます。問題なのは、「1回、2回だけの振込だけでもいいから変更して欲しい」とお客さんに哀願し、元の金融機関に再び戻す為の「変更ハ



ガキ」まで預かっておくことです。監督機関は、こんな書類の預かりを認めているのでしょうか?利用者のお年寄りにとっては、生活の糧である大切な年金を、あっちの金融機関

に振り込みされたり、こっちの金融機関に振り込みされたりで、迷惑な話です。現に利用者から「約束どおりに前の金融機関に戻されていない、どうなってるの?」などという苦情もよく寄せられていると聞きます。お年寄りに迷惑をかける、こんなやり方までしないと、本部からの目標達成ができないような「年金FST」。やめるのなら、今でしょう!

少数組合でも力は発揮できる

「多数派組合が決めてしまえば、少数組合は何をしたって無意味」と考えているとしたら、大きな間違いです。労働者にとって不利益変更になるような問題について、労働契約法第9条は「使用者は労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者に不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」としています。そして変更が認められるのは、次の条件を全て満たしていることを第10条は求めています。

- (1)変更後の就業規則を労働者に周知すること
- (2)就業規則の変更が以下の事情に照らして合理的なものであること

●労働者が受ける不利益の程度 ●労働条件変更の必要性 ●変更後の就業規則の内容の妥当性 ●労働組合等との協議の状況、

つまり、十分な代償措置のないような労働時間の延長など、一方的な労働条件の不利益変更は少数組合といえども合意しないかぎり、その組合員には適用できないということです。実際に摂津水都信金の前身である旧・豊中信金では少数組合の労組が、時間延長に反対して、従来の就業時間で闘った経験を持っています。

全国の仲間が天満天神繁昌亭へ

今年の金融労連全国学習交流集会は、大阪で6月8日(土)～9日(日)に開催されます。

近畿にお住まいの方でも、2006年こ上方落語の定席としてオープンして以来、7年近く経とうとしていますが、お立ち寄りになられた方は少ないと思います。実は、この繁昌亭設立には、私たちが加盟している大阪労連も基金に協力しており、館内には提灯もぶら下がっています。

テレビなどで活躍していない、あまり馴染みのない落語家が主体ですが、古典・新作入り乱れて、まあ、とにかく理屈抜きにメチャクチャおもしろいですわ。

金融労連の仲間がみんなで行ったら、遠慮することなく思い切り笑えます。落語鑑賞後の全体会議では、「お笑いのエッセンスを組合活動に!」と題した、大変、為になる講演もあります。

天満天神繁昌亭での落語鑑賞から始まる、今回の全国学習交流集会!ぜひ地元の近畿の皆さんも「連れもって行こう!」

